

水産振興センター浄化槽保守点検業務委託特記仕様書

1 委託業務名

令和8年度水産振興センター浄化槽保守点検業務委託

2 委託場所

秋田県男鹿市船川港台島字鶴ノ崎8番地の4
秋田県水産振興センター

3 仕様

(1) 合併処理 接触ばっ気方式 沈澱分離槽有り 7 m³/日 160人槽

(2) 小規模合併処理 担体流動生物ろ過循環方式 1 m³/日 5人槽

なお、本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務委託共通仕様書」による

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

5 業務内容

し尿浄化槽の保守、管理及び付属機器の点検整備等を実施し、浄化槽の浄化機能の維持に努めるものとする。不時の障害が発生した場合は、発注者の要請によりその都度、技術職員を派遣し、緊急保守を行うものとする。

6 委託基準

(1) し尿浄化槽維持管理業務の実施にあたっては、「浄化槽法」その他の関係法令を遵守し、環境衛生上の諸注意に留意しなければならない。

(2) 維持管理点検は、四半期毎に1回ずつ行い、その都度点検報告書を発注者に提出しなければならない。また、必要に応じて消毒液を詰め替えするものとする。

(3) 浄化槽法に基づく検査員の指摘事項については、受注者が責任を持って措置を講ずるものとする。

(4) 受注者は、し尿浄化槽に変化があると認められるときは、直ちに発注者に報告し、指示を受けるものとする。